

警察署会計課に置く財務副主幹等制度運用要領の制定について

平成 28 年 3 月 1 日
例規（会）第 8 号
警 察 本 部 長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成 28 年 3 月 15 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

警察署会計課に置く財務副主幹等制度運用要領

1 趣旨

この要領は、署会計課における適正経理の推進と円滑な業務運営を確保するため、署会計課に置く財務副主幹等制度（以下「財務副主幹等制度」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、財務副主幹等とは、財務副主幹又は財務係長をいい、署会計課に所属する副主幹又は係長の職にある者であって、署会計課長に代わって主に財務関係事務を担当する職員をいう。

3 運用署の基準

署会計課に職員が 5 人以上配置されており、かつ、副主幹又は係長の職にあるものが配置されている場合で、署長が必要と認めるときに財務副主幹等を 1 人置くことができる。ただし、署会計課長を兼務する会計官の配置署については、総務部会計課長（以下「会計課長」という。）と協議の上、置くことができるものとする。

4 財務副主幹等の業務

財務副主幹等の業務は、契約、支出、予算管理、施設管理その他これに付随する事務とする。ただし、次に掲げる事務を除く。

ア 千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2。以下「財務規則」という。）

第 7 条第 1 項の規定による分任出納員が行う事務

イ 財務規則第 73 条第 1 項の規定による資金前渡職員が行う事務

ウ その他法令に基づき署会計課長が職指定されている事務

5 署会計課長の任務

- (1) 財務副主幹等制度を効果的に運用するため、財務副主幹等に対して、業務を行う上で必要となる法令等の知識及び事務手続について、指導教養を行うものとする。
- (2) 財務副主幹等制度の運用に伴い、管理者として会計業務全般の業務管理に努め、適正経理の推進と円滑な業務運営を図るものとする。

6 上申及び指定

- (1) 署長は、財務副主幹等を指定するときは、財務副主幹（係長）指定（解除）上申

書（別記様式）により、会計課長を経由して、本部長に上申するものとする。

（２）本部長は、署長の上申に基づき、財務副主幹等の指定を行うものとする。

7 指定の解除

（１）署長は、人事異動等により財務副主幹等の指定を解除する事由が生じたときは、財務副主幹（係長）指定（解除）上申書により、会計課長を経由して、本部長に上申するものとする。

（２）本部長は、署長の上申に基づき、財務副主幹等の指定を解除するものとする。

以下様式省略